

平成24年3月12日 開会

平成24年3月 日 閉会

平成24年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

議案第1号	平成23年度江差町一般会計補正予算(第14号)について	
議案第2号	平成23年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第6号)について	
議案第3号	平成23年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	
議案第4号	平成23年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
議案第5号	平成23年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について	
平成23年度補正予算議案(議案第1号～第5号)別冊		
議案第6号	平成24年度江差町一般会計予算について	
議案第7号	平成24年度江差町国民健康保険費特別会計予算について	
議案第8号	平成24年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第9号	平成24年度江差町介護保険特別会計予算について	
議案第10号	平成24年度江差町公共下水道事業特別会計予算について	
議案第11号	平成24年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について	
議案第12号	平成24年度江差町港湾整備事業特別会計予算について	
議案第13号	平成24年度江差町奨学金特別会計予算について	
平成24年度各会計予算議案(議案第6号～第13号)別冊		
議案第14号	平成24年度江差町水道事業会計予算について	別冊
議案第15号	平成24年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について	P 1
議案第16号	江差町税条例の一部を改正する条例について	P 3
議案第17号	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	P 5
議案第18号	乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	P 7
議案第19号	江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	P 9
議案第20号	江差町図書館条例の一部を改正する条例について	P 11
議案第21号	江差町営林事業費特別会計条例を廃止する条例について	P 13
議案第22号	江差町営林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	P 15
議案第23号	江差町特定分収林設定条例を廃止する条例について	P 17
議案第24号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について	P 19
議案第25号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について	P 21
議案第26号	江差町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	P 23
議案第27号	指定管理者の指定について	P 25

議案第 28 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について…… P 27

同意第 1 号 固定資産評価審査委員の選任について …………… P 29

同意第 2 号 監査委員の選任について …………… P 31

議案第15号

平成24年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について

平成24年度江差町国民健康保険費特別会計の財源不足を補填するため、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、国民健康保険事業会計財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 100,000,000円
- 2 処分する時期 平成24年度中

平成24年3月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

議案第16号

江差町税条例の一部を改正する条例について

江差町税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方税法等の一部改正により、町たばこ税及び個人町民税について変更する必要が生じたことによる。

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年江差町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「1）については」を「1）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合は、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の町民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

2 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第17号

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

児童福祉法の一部改正により、医療給付の対象となる者について変更する必要性が生じたことによる。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年江差町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中、「（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第18号

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

児童福祉法の一部改正により、医療給付の対象となる者について変更する必要性が生じたことによる。

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年江差町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中、「（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第19号

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

公営住宅法の一部改正その他の事由により、入居要件等の規定について変更する必要が生じたことによる。

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年江差町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令第6条第1項」を「規則」に、「第2号及び第3号」を「第2号から第4号」に、「第3号」を「第3号及び第4号」に改め、同条第2号イ中「令第6条第2項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に、「令第6条第3項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に改め、同号ロ中「令第6条第3項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ハ中「令第6条第3項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改める。

第7条第2項中「同条第2号及び第3号」を「同条第2号、第3号及び第4号」に改める。

第59条中「別表に定める額」を「1区画につき月額2,100円」に改める。

第62条の3中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第62条の4中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、「別表第2」を「別表第1」とし、「別表第3」を「別表第2」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第20号

江差町図書館条例の一部を改正する条例について

江差町図書館条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

図書館法の一部改正により、江差町図書館協議会委員の任命に関する規定について変更する必要が生じたことによる。

江差町図書館条例の一部を改正する条例

江差町図書館条例（昭和59年江差町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は7名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第21号

江差町営林事業費特別会計条例を廃止する条例について

江差町営林事業費特別会計条例を、次のように廃止するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

近年の事業規模と会計の収支状況に鑑み、当該特別会計を廃止することによる。

江差町営林事業費特別会計条例を廃止する条例

江差町営林事業費特別会計条例（昭和39年江差町条例第4号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 江差町営林事業費特別会計の平成23年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

議案第22号

江差町営林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

江差町営林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

江差町営林費特別会計の廃止により、基金運用益金の処分に関する規定について変更する必要が生じたことによる。

江差町営林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

江差町営林基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年江差町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「営林事業費特別会計」を「一般会計」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第23号

江差町特定分収林設定条例を廃止する条例について

江差町特定分収林設定条例を、次のように廃止するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

桐の分収造林事業を将来にわたって実施しないこととしたため、条例を廃止するもの。

江差町特定分収林設定条例を廃止する条例

江差町特定分収林設定条例（昭和60年江差町条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について

江差町介護保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

江差町第5期介護保険事業計画が策定されたことにより、介護保険料を変更する
必要が生じたことによる。

江差町介護保険条例の一部を改正する条例

江差町介護保険条例（平成12年江差町条例第12号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同項第1号中「30,700円」を「33,100円」に改め、同項第2号中「38,000円」を「41,000円」に改め、同項第3号中「46,000円」を「49,700円」に改め、同項第4号中「61,400円」を「66,200円」に改め、同項第5号中「76,800円」を「82,800円」に改め、同項第6号中「92,100円」を「99,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第25号

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について

江差町公共下水道条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

下水道法施行令等の一部改正により、下水道を使用する特定事業場に対する排除基準に関する規定について変更する必要が生じたことによる。

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例

江差町公共下水道条例（平成14年江差町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第15号中「0.2ミリグラム以下」を「1ミリグラム以下」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第26号

江差町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町水道事業の設置等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方公営企業法の一部改正により、剰余金の処分等に関する規定について変更する必要があることによる。

江差町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

江差町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年江差町条例第16号）の一部を、次のように改正する。

第7条の次に、次の3条を加える。

（剰余金の処分等）

第8条 江差町水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額および前事業年度から繰り越した利益のうち法第32条の2の規定により毎事業年度生じた欠損金をうめた後の残額の全部または一部を次の各号に掲げるいずれかの積立金として積み立てることができる。

(1) 減債積立金（企業債の償還に充てるための積立金をいう。）

(2) 利益積立金（欠損金をうめるための積立金をいう。）

(3) 建設改良積立金（地方公営企業の建設または改良を行うための積立金をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金を目的以外の用途に使用することができる。

（資本剰余金の処分等）

第9条 毎事業年度生じた資本金剰余金は、その源泉別に該当内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は次に掲げる方法により処分するものとする。

(1) 次条2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法

(2) 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類する金銭または物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、またはこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法

（欠損の処理）

第10条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、または資本剰余金（前条第2項2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。）をもってうめることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第27号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町193番地
 - (2) 名称 江差町営レストラン
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町193番地
 - (2) 名称 株式会社 江差観光振興公社
 - (3) 代表者 代表取締役社長 松原 富郎
- 3 指定する期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一治

議案第28号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入により、消防関係の共同処理する事務について砂川地区広域消防組合において取り扱うことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第2（第3条関係）の共同処理する団体の変更について協議する必要が生じたことによる。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 住所 檜山郡江差町字 [REDACTED]

2 氏名 高橋 實
[REDACTED]

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一治

同意第2号

監査委員の選任について

下記の者を江差町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 住所 檜山郡江差町字 [REDACTED]

2 氏名 川端成吾
[REDACTED]

平成24年3月12日提出

江差町長 濱谷 一 治